

電気通信事業法設計認証申請時の資料等について

提出資料	説明・要件
設計認証申請書	★所定様式使用
認証ラベル	★所定様式使用 (様式新規)
確認方法書	★所定様式使用 (様式新規) QC_TOP: 必記入、申請者の署名必要 QC_TOPIにA(申請書), B(製造者), C~F(工場)の情報を記載すると、各社必要な書類が表示されるので、それに応じて提出(excel様式: T41~46列) ※申請者・製造者・工場すべての書類が求められます
接続系統図	申込機器(端末機器)および、接続される他の機器と電気通信回線設備との接続方法を記載した図面 責任分界点を明示すること ※詳細はサンプル参照
ブロック図	端末設備全体のブロック図(入力電源から空中線迄の一連の動作原理明記) 製品のブロック図にRF部詳細を含まない場合、RFモジュールもしくはRFICのブロック図が必要 ・部品の正式型番(省略不可) (部品番号: reference No.: 例 Y1, U1, IC2等 があることが望ましい) ・申込端末の回路構成記載されていること
外観図	端末設備の外観図、縦横高の寸法をmm単位で付したものの最低3面、できれば6面が望ましい(正面・背面・側面の形状が確認できる資料) 同一番号で複数型番の申込を行う場合、外観が異なる場合は全型番の外観図が必要です
容易に開けられない構造を示す書類(端末設備内で電波を使用する場合)	試験結果報告書内で申告も可 特殊ねじの場合はねじの仕様と取付位置がわかる図面等を提出のこと
取扱説明書	端末設備の説明書(審査用としては英文でも受入可、販売迄には日本語版用意)
試験報告書	弊社で受け入れ可能な試験結果(無線設備が技術基準に適合することを示す根拠)
供試体(試験依頼の場合)	試験機器台数:2台 (試験によって要求される形態が異なりますので、お問い合わせください)

資料準備に関し、ご不明点はお問い合わせください。mail@cns-web.co.jp

※審査の過程で上記以外の資料をご提出いただくこともございます。

※複数型番の同時申込時は仕様や端末機器性能への影響に関する宣言書が必要です。